

年末の

令和7年 12月1日(月)～
12月10日(水)

交通事故防止 市民運動

飲酒運転

絶対禁止!

年の瀬を 無事故で走ろう 京の道

電動キックボード等の
詳しいルールはこちら



バイク利用時の
注意点はこちら



酒酔い運転は
5年以下の**拘禁刑**又は
100万円以下の**罰金**!



この印刷物が不要になれば
「随がみ」として古紙回収等へ



令和7年10月発行
京都市文化市民局文化市民部くらし安全推進課

令和8年4月から **自転車の青色切符** が導入!!!
(交通反則通告制度)

113の
反則行為

携帯電話使用等
(保持)

12,000円



信号無視

6,000円



二人乗り・並進

3,000円



一時不停止

5,000円



止まれ



自転車に
乗る時は…

ヘルメットを着用
しましょう



早めのライトを
点灯しましょう

**16歳
以上が
対象**

自転車の違反行為に対して **交通反則通告制度** (★) が導入されます。
歩行者に危険を生じさせる行為、交通事故につながる悪質・危険な
行為に対して、3,000円から12,000円の反則金が科せられます。

★交通反則通告制度とは??? 違反者が一定期間内に反則金を納めれば、刑事罰が科されず処理される制度